

## (1) 改正法令

- 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
  - ・ 第1条の2：横断歩道標識の省略 →改正事項1(1)
  - ・ 第11条、第12条：生活道路の法定速度の見直し →改正事項2
  
- 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
  - ・ 第5条の6の3：生活道路の法定速度の見直しに係る細目 →改正事項2
  
- 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）
  - ・ 別表第六：横断歩道標示の白線の設置間隔の柔軟化 →改正事項1(2)

## (2) スケジュール【P】

- 5月31日～6月29日：パブリック・コメント
- 7月下旬：公布。横断歩道に係る規定は公布の日に施行
- 令和8年9月1日：法定速度に係る規定の施行

## (1) 横断歩道標識の省略（道交法施行令）

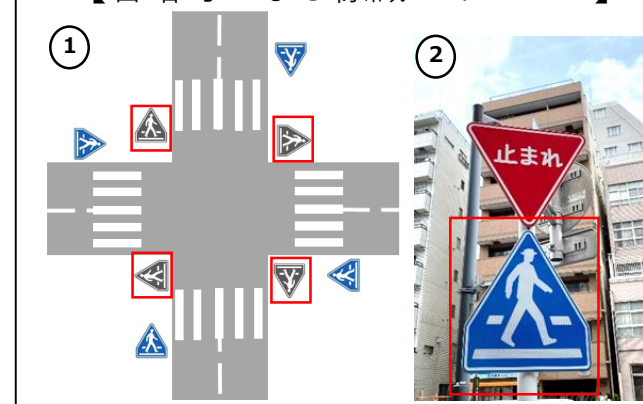
- 道路交通法施行令により、信号機が設置されていない場合には、**横断歩道は道路標示に加えて、道路標識が必要**  
→ 次のいずれかに該当する**横断歩道標識を省略**することができることとする。

1. 交差点の全ての入口に横断歩道が設けられることとなる場所の内側の横断歩道標識 (①)
2. 一時停止の道路標識が設置されており、一時停止すべきこととなる車両に対面する横断歩道標識 (②)

- 期待される効果
  - ・ **道路標識の見やすさの向上**
  - ・ 費用を合理化し、他の交通安全施設等の維持更新を推進



【省略可となる標識のイメージ】



## (2) 横断歩道標示の白線の設置間隔の柔軟化（標識標示令）

- 標識標示令において、45cm～50cmとされている白線の設置間隔を**90cmまで拡大**することを可能とする。
- 期待される効果
  - ・ **轍を避けて白線を配置**でき、横断歩道標示の耐久性が向上
  - ・ 費用を合理化し、横断歩道標示の維持更新を推進

【白線の設置間隔拡大イメージ】



(90cm間隔で設置した場合)

### (1) 背景

- 道路交通法施行令により、高速自動車国道以外の道路を通行する場合の自動車の最高速度は原則60km/h（速度規制標識が設置されている場合には規制速度が最高速度）
- 全国の生活道路全てに30km/hの速度規制を実施し、速度規制標識を設置することは困難

✓ **交通実態に合わせ、より安全な道路交通環境を確保するため、生活道路の法定速度を30km/hとする。**



最高速度が現状60km/hの生活道路（例）

### (2) 改正内容（道交法施行令・施行規則）

- 中央線、中央分離帯、中央を分離する工作物（※）等が設置されていない道路や複数車線が設置されていない道路の法定速度を30km/hとする。  
※ 施行規則で中央を分離する工作物について規定
- それ以外の道路の法定速度は60km/hに維持（※1）
- 従前どおり、速度規制標識が設置されている場合（※2）には当該速度が最高速度となる。



※1）60km/hの法定速度が維持される道路（イメージ）



※2）速度規制標識（イメージ）